

木津川市地域公共交通計画の変更について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、地域公共交通計画の策定及び計画における補助系統の位置付けが補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）されました。

昨年度策定した「木津川市地域公共交通計画」においても、補助事業を地域公共交通計画内に記載し連動化しています。

木津川市地域公共交通計画策定時には、コミュニティバスのみ国庫補助を受けていましたが、路線バス加茂線についても、地域間幹線系統補助（国庫補助）を活用した、路線維持を行うため、木津川市地域公共交通計画に位置付けるための計画変更を行うものです。

法定の記載事項における補助関連の記載事項

地域公共交通計画における法定の記載事項	補助関連の記載事項
①基本的な方針 ・地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、取組の方向性を記載	補助系統について、公共交通の将来像や取組の方向性の中で位置付けるべき事項があれば記載（幹線・支線の将来像や、コミュニティバス・デマンド交通等に係る取組の方向性などを記載することを想定） ▶ Step 1 ▶ Step 2
②区域 ・住民の通勤、通学、買い物といった日常生活に関して形成される交通圏を基本として設定	補助系統を含めるよう区域を設定。その際、幹線とフィーダーの位置付けや役割を明示 ▶ Step 1
③目標 ・定量的な目標（利用者数、収支、行政負担額等）を設定し、データに基づくPDCAを強化	地域公共交通全体の定量的な目標・数値指標・目標値を設定（個別の補助系統に関する目標は別紙に記載） ▶ Step 4
④目標を達成するために行う事業及びその実施主体 ・地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、取組の方向性を記載	補助系統を明示するとともに、それぞれの事業内容や実施主体について記載。あわせて、車両の更新などの事業の方向性を記載 ▶ Step 3
⑤計画の達成状況の評価 ・事業実施後、設定した具体的な目標に基づき、適切にPDCAを運用するための評価方法等について記載	地域公共交通計画全体の定量的な目標に関する評価手法等について記載（個別の補助系統の目標に関する評価手法等は別紙に記載） ▶ Step 4

【変更内容】

- P26に臨時交付金を活用した旨追記。
- P70に加茂線の年間利用者の目標値を記載。
- P71に加茂線の単純収支率の目標値を記載。
- P72に加茂線の市の財政負担額の目標値を記載。
- P75に施策の中に路線バス運行に国庫補助を活用する旨記載。
- P76に加茂線の位置づけ・必要性を記載。